

【51 稀 文】群馬県成立の覚（明治十六年：一八八三）

群馬県之成立

明治四年十月廿八日、旧岩鼻・前橋・高崎・

沼田・安中・伊勢崎・小幡・七日市ノ八県ヲ廢シ、

群馬県ヲ置レ、位置ヲ上野国群馬郡高

崎駅ニ定メラル、管轄ハ群馬・綠埜・多胡・甘

楽・勢多・碓氷・吾妻・利根・佐位・那波ノ十一郡

ヲ管ス、石高四拾五万石余

同六年六月十五日、群馬・入間兩県ヲ廢シ、熊谷県ヲ

置レ、位置ヲ武藏国大里郡熊谷駅ニ定メ

ラレ、同国横見・入間・秩父・男衾・大里・榛沢・加美・

幡羅・比企・新座・那賀・児玉・高麗ノ十三郡及多

摩郡中 以上、旧入間 井前条旧群馬県所管ノ十一郡

ヲ併セ管轄ス、石高八拾五万石余

同九年八月廿一日、熊谷県ヲ群馬県ト改称、

位置ヲ上野国群馬郡高崎駅ニ移サレ

〔当時同
駅中県〕

府位置ヲ占ムルニ、適応ノ場所無之ヨリ、
同郡前橋町旧城ニ移シ仮庁トス 武藏國中 十三郡及
多摩郡中

ヲ埼玉県ニ属シ、而シテ栃木県所轄上野国山田・

新田・邑楽三郡及前条同國十一郡ヲ併セ上野

全国ヲ管轄ス、石高六拾三万石余、「同十一年十二

月、郡役所ヲ役（設力）置スルニ當リ、右十四郡ヲ分割、東

群馬・南勢多・西群馬・片岡・綠埜・多胡・南甘樂・

北甘樂・碓氷・吾妻・利根・北勢多・山田・新田・邑

樂・佐位・那波ノ十七郡トス」、十四年一月廿六日、

県庁位置ヲ同國東群馬郡前橋町ニ改定セラル

【51 読み下し文】

群馬県の成立

明治四年十月廿八日、旧岩鼻・前橋・高崎・沼田・安中・伊勢崎・小幡・七日市の八県を廃し、群馬県を置かれ、位置を上野国群馬郡高崎駅に定めらる、管轄は群馬・緑埜・多胡・甘楽・勢多・碓氷・吾妻・利根・佐位・那波の十一郡を管す、石高四拾五万石余

同六年六月十五日、群馬・入間両県を廃し、熊谷県を置かれ、位置を武藏国大里郡熊谷駅に定められ、同国横見・入間・秩父・男衾・大里・榛沢・加美・幡羅・比企・新座・那賀・児玉・高麗の十三郡及び多

摩郡中以上、旧入間 県管轄 並び前条旧群馬県所管の十一郡

を併せ管轄す、石高八拾五万石余

同九年八月廿一日、熊谷県を群馬県と改称、

位置を上野国群馬郡高崎駅に移され

〔当時同
駅中県〕

〔府位置を占むるに、適応の場所これ無きより、
同郡前橋町旧城に移し仮庁とす〕 武藏國中十三郡及び
多摩郡中

を埼玉県に属し、而へしこうして栃木県所轄上野国山田・新田・邑樂三郡及び前条同国十一郡を併せ上野

全国を管轄す、石高六拾三万石余、「同十一年十二月、郡役所を役（設力）置するに当たり、右十四郡を分割、東群馬・南勢多・西群馬・片岡・緑埜・多胡・南甘楽・北甘楽・碓氷・吾妻・利根・北勢多・山田・新田・邑樂・佐位・那波の十七郡とす」、十四年一月廿六日、

県庁位置を同国東群馬郡前橋町に改定せらる